

3. 災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の実施に係る準備

3-1. 災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の概要と実績

（1）制度概要

【趣旨】

- ・災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている（法第1条）。
- ・災害救助法による救助（以下「救助」という。）は、「都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（以下、「災害発生市町村」という。）の区域（※）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。」とされている（法第2条）。
※地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。
- ・災害救助法に基づく応急修理制度（以下「応急修理制度」という。）は、法第4条に示す救助の種類の中の1つである「被災した住宅の応急修理」であり、災害救助法が適用された際に実施される。
- ・応急修理制度は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対して、災害のために住家に被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合に、必要最小限の修理を行う制度である。
- ・応急修理制度は、主に「応急復旧」での活用が想定される。

< 参照 >

「被災した住宅の修理」における応急修理制度の位置付け

⇒ I. はじめに

4. 本手引きで示す「被災した住宅の修理」
(1)被災者の住まいの確保における「被災した住宅の修理」の位置付け

P. 14

【対象者】

以下の①～③の全ての要件を満たす者（世帯）

- ① 当該災害により半壊若しくは準半壊（自らの資力で応急修理ができない場合に限る）又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること
 - …半壊又は準半壊の住家被害を受けた者の資力要件については、都道府県又は市町村において、制度の趣旨を十分理解して運用すること。
 - …全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住することが可能であるならば、内閣総理大臣と協議の上、対象とすることが可能である。
 - …借家等は、通常はその所有者が修理を行うが、所有者が修理を行えず、また、居住者の資力では修理できないため、現に居住する場所がない場合は、応急修理を行って差し支えない。この場合、そこに居住する世帯の数により行って差し支えない（1人の者が複数の借家等を所有する場合においても同様である）。
- ② 応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

Ⅱ. 事前準備編

3-1. 災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の概要と実績

【対象範囲】

- ・屋根、柱、梁、床、外壁、基礎、ドア、窓、給排気設備、上下水道の配管、電気・ガス・電話等の配線、便器・浴槽等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所。

< 参照 >

応急修理の対象
範囲の例

⇒

Ⅱ. 事前準備編

3-1. 災害救助法に基づく応急修理制度の概要と実績
(4)被災した住宅の応急修理の対象範囲

P. 60

【基準額】

- ・半壊又は大規模半壊：1世帯あたり59万5千円以内 準半壊：1世帯あたり30万以内（※）
※平成25年10月1日 内閣府告示第228号（最終改正：令和2元年10月23日 内閣府告示第78号）、
災害救助事務取扱要領（令和2年5月、内閣府）
- ・同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合は、1世帯当たりの額以内とすることを原則とする。ただし、完全に世帯が分離していることが確認（都道府県の判断）できれば、世帯数分の額が支給される。

【期間】

- ・災害発生の日から1月以内に完了すること。
- ・ただし、災害の規模や被災地の実態等によって実施期間の延長が必要な場合は、必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うこと。

【近年の災害における応急修理の申込受付・完了期限の例】

災 害 名	期間等	対象都道府県	応急修理 申込受付期限	応急修理 完了期限	(参考) 応急修理 件数
8月19日からの大雨 (平成26年8月20日広島 土砂災害)	2014.8.19からの 大雨	広島県	2014.11.28	2014.12.31	42
平成26年長野県北部を震 源とする地震	2014.11.22	長野県	2015.5.13	2015.9.7	45
平成27年9月関東・東北豪雨	2015.9.9～11	茨城県	2016.2.29	2016.4.30	2,240
平成28年熊本地震	2016.4.14、16	熊本県	2017.4.13	2019.10.13	33,083
平成28年台風第10号	2016.8.26～31	北海道	2016.10.27	2017.3.31	42
		岩手県	2017.1.31	2018.5.25	1,166
平成28年鳥取県中部を震 源とする地震	2016.10.21	鳥取県	2017.2.28	2017.4.21	31
平成29年6月30日からの 梅雨前線に伴う大雨及び平 成29年台風第3号 (平成29年7月九州北部 豪雨)	2017.6.30～7.10	福岡県	2017.11.30	2018.3.31	316
		大分県	2017.10.4	2017.10.30	60
平成29年台風第21号	2017.10.21～23	三重県	2018.1.31	2018.3.30	71

出典：内閣府資料

【応急修理制度における区分所有マンションの共用部分の取扱い】

- ・区分所有マンションの共用部分の応急修理は、修理を必要とする複数の世帯が共同で申し込む。
具体的には、申込の代表者が各世帯の応急修理申込書を取りまとめ、市町村に提出することが考えられる（※1）。
- ・応急修理の対象となる世帯は、修理する部位によって異なる（Ⅱ．3－1（4）、P.62 参照）。
- ・専有部分の応急修理を申し込んだ世帯（※2）が、共用部分の応急修理についても申し込む場合、1世帯あたりの限度額（令和元年度：半壊又は大規模半壊は59万5千円、準半壊は30万円）から専有部分の応急修理に要する額を差し引いた額が当該共用部分の応急修理の限度額となる（専有部分及び共用部分の応急修理に係る費用を合計した額≦1世帯あたりの限度額）。

※1 過去の災害では、複数世帯が共同で応急修理を申し込む場合に、各世帯からの申込の代表者宛ての委任状の提出を求めた例がある。

※2 区分所有マンションの専有部分のみに応急修理制度を適用する場合については、基本的に戸建住宅の場合と同様の手続となる。

Ⅱ. 事前準備編

3-1. 災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の概要と実績

【災害救助法（昭和22年10月18日 法律第118号）（抄）】

（目的）

第1条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第2条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（以下「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条第1項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

（救助の種類等）

第4条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二～五 略
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七～十 略

2 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

【災害救助法施行令（昭和22年10月30日 政令第225号）（抄）】

（救助の程度、方法及び期間）

第3条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下、「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

【災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

（平成25年10月1日 内閣府告示第228号、最終改正：令和元年10月23日）（抄）】

（被災した住宅の応急修理）

第7条 法第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。
 - イ ロに掲げる世帯以外の世帯 59万5千円
 - ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 30万円
- 三 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了すること。

【災害救助事務取扱要領（令和2年5月、内閣府政策統括官（防災担当））（抄）】

第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項

9 被災した住宅の応急修理

（4）基準額

法による住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、基準告示に定める額以内とする。

ア 法による住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費、輸送費及び修理事務費等一切の経費を含むものである。

したがって、大工、左官等の工事関係者を法第7条の規定による従事命令によって従事させたときにおいては、これら従事者の実費弁償の額についても、住宅の応急修理のために支出できる費用の額に含まれるものである。

イ 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、1世帯当たりの額以内とすることを原則とする。

【災害救助法の住宅の応急修理について

(平成23年6月30日付 社援総発0630第1号 厚生労働省社会・援護局総務課長通知)(抄)】

社援総発0630第1号

平成23年6月30日

災害救助法適用都県災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長

災害救助法の住宅の応急修理について

今般、災害救助法に基づく住宅の応急修理について、区分所有マンションの共用部分の扱いに関する考え方を改めて整理しましたので、お知らせします。

(略)

記

1. (略)

2. (中略) 区分所有マンションの共用部分に対する応急修理については、以下のように取り扱うこととします。

(1) ある被災世帯の「専用部分及び共用部分（当該世帯の持分）」の全体に関して、半壊又は半焼の被害が生じている場合であること。

(2) 共用部分（例えば、廊下、階段、エレベーターを利用しなければ専用部分にアクセスできないような部分）の応急修理が当該世帯にとって、日常生活に必要欠くことのできないものであること。

(3) (略)

3. また、共用部分の応急修理を行う際には、以下の点を明らかにし、限度額の範囲内でご対応ください。

(1) 共用部分と専用部分の補修契約が同一の場合

① 共用部分の箇所

② その応急修理が当該世帯にとって必要欠くことのできない必要最小限度のものである理由

(2) 共用部分と専用部分の補修契約が異なる場合、(1)に加えて、

① 共用部分の補修費用を負担することとなる世帯

② その負担金額

③ 共用部分に係る応急修理の全体額

4. 共用部分への応急修理が必要な居室の数は、機械的に当該マンションの居室の数全体とはならず、半壊又は半焼の被害を受けた個々の居室のうち、当該共用部分の応急修理を行わなければ、当該居室にそのままでは住むことができないが、その破損箇所に手を加えれば、何とか日常生活を営むことができることとなる居室に限られます。

5. なお、この取扱いについては、東日本大震災による被害を受けた物件についての適用を想定しております。

Ⅱ. 事前準備編

3-1. 災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の概要と実績

（２）近年の災害により被災した住宅の応急修理の実施状況

【近年の地震による住宅の被害の状況及び応急修理の実施件数】

災害名	発生日月	災害救助法を適用した市町村	住宅の被害の状況（棟）	住宅の応急修理（件）	（参考） 応急仮設住宅（戸）
平成 26 年長野県北部を震源とする地震	2014.11.22	長野県：北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村、上水内郡小川村	全壊：50 半壊：92 一部破損：1,428 (2014.12.16 時点)	45	建設型：35 借上型：7 (2015.7 時点)
平成 28 年熊本地震	2016.4.14、 2016.4.16	熊本県：県内全 45 市町村	全壊：8,668 半壊：34,720 一部破損：162,562 (2018.10.15 時点)	33,083	建設型：4,303 借上型：15,051 (2017.5 時点)
平成 28 年鳥取県中部を震源とする地震	2016.10.21	鳥取県：倉吉市、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町	全壊：14 半壊：198 一部破損：14,232 (2016.12.12 時点)	31	0
平成 30 年大阪府北部を震源とする地震	2018.6.18	大阪府：大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町	全壊：9 半壊：87 一部破損：27,096 (2018.7.5 時点)	137	建設型：0 借上型：11 (2018.9 時点)
平成 30 年北海道胆振東部地震	2018.9.6	北海道：道内 179 市町村	全壊：462 半壊：1,570 一部破損：12,600 (2019.1.28 時点)	591	建設型：413 (2019.2 時点) 借上型：177 (2019.5 時点)

出典：内閣府資料、内閣府ホームページ、熊本県ホームページより内閣府作成

3-1. 災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の概要と実績

【近年の水害による住宅の被害の状況及び応急修理の実施件数】

災害名	発生年月日	災害救助法を適用した市町村	住宅の被害の状況（棟）	住宅の応急修理（件）	（参考） 応急仮設住宅（戸）
8月19日からの大雨 （平成26年8月20日広島土砂災害）	2014.8.19からの大雨	広島県：広島市	全壊：179 半壊：217 一部破損：190 床上浸水：1,086 床下浸水：3,097 （2015.12.16時点）	42	建設型：0 借上型：118 （2017.1時点）
平成27年9月 関東・東北豪雨	2015.9.9～11	茨城県：古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、結城郡八千代町、猿島郡境町、守谷市、坂東市、つくばみらい市 栃木県：栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、下都賀郡野木町、下都賀郡壬生町 宮城県：仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町	全壊：80 半壊：7,022 一部破損：343 床上浸水：1,925 床下浸水：10,353 （2016.2.19時点）	2,309	建設型：0 借上型：8 （2015.12時点）
平成27年台風第21号	2015.9.27～28	沖縄県：八重山郡与那国町	全壊：10 半壊：27 一部破損：285 床上浸水：0 床下浸水：0 （2015.10.5時点）	13	建設型：3 借上型：0
平成28年台風第10号	2016.8.26～31	北海道：帯広市、南富良野町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町 岩手県：盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、大槌町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、一戸町	全壊：502 半壊：2,372 一部破損：1,143 床上浸水：241 床下浸水：1,694 （2016.11.10時点）	1,208	建設型：212 借上型：29 （2017.2時点）
平成29年6月30日からの梅雨前線に伴う大雨及び平成29年台風第3号 （平成29年7月九州北部豪雨）	2017.6.30～7.10	福岡県：朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町 大分県：中津市、日田市	全壊：325 半壊：1,109 一部破損：88 床上浸水：222 床下浸水：2,009 （2018.1.16時点）	376	建設型：107 借上型：307 （2018.1時点）
平成29年台風第18号	2017.9.13～18	大分県：佐伯市、津久見市	全壊：3 半壊：5 一部破損：531 床上浸水：1,627 床下浸水：4,339 （2017.9.22時点）	3	建設型：0 借上型：1 （2017.11時点）
平成29年台風第21号	2017.10.21～23	三重県：伊勢市、渡会郡玉城町 京都府：舞鶴市 和歌山県：新宮市	全壊：5 半壊：15 一部破損：630 床上浸水：2,456 床下浸水：3,426 （2017.11.6時点）	76	建設型：0 借上型：4 （2018.1時点）
平成30年7月豪雨 （西日本豪雨）	2018.6.28～7.8	全国11府県67市39町4村	全壊：6,767 半壊：11,243 一部破損：3,991 床上浸水：7,173 床下浸水：21,296 （2019.1.9時点）	5,869	建設型：697 （2019.2時点） 借上型：4,068 （2018.11時点）

出典：内閣府資料、内閣府ホームページより内閣府作成

Ⅱ. 事前準備編

3-1. 災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の概要と実績

（3）被災した住宅の被害の状況

【応急修理制度の申込のあった住宅の被害の程度及び被害があった部位の例①〈地震〉】

：熊本市（平成 28 年熊本地震）】

<分析対象>

- ・熊本市に提出された応急修理申込書（無作為に抽出した戸建住宅 272 件）を分析。

<住宅の被害の状況に関する分析結果>

1) 住宅の被害の程度

- ・応急修理制度の申込のあった住宅（272 件のサンプル）について、罹災証明書における住宅の被害の程度は、「半壊」（約 87％）が最も多かった。

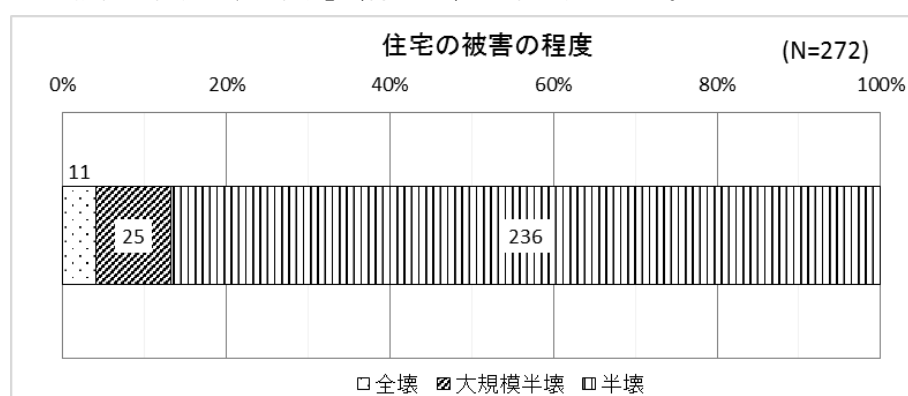


図 2-22 住宅の被害の程度

2) 被害を受けた住宅の部位

- ・応急修理制度の申込のあった住宅(272 件のサンプル)における被害を受けた部位(※)は「外壁」（対象世帯全体の約 82％）、「屋根」（同約 74％）が多かった。

※応急修理申込書の「被害を受けた住宅の部位」に○が付いている箇所を集計

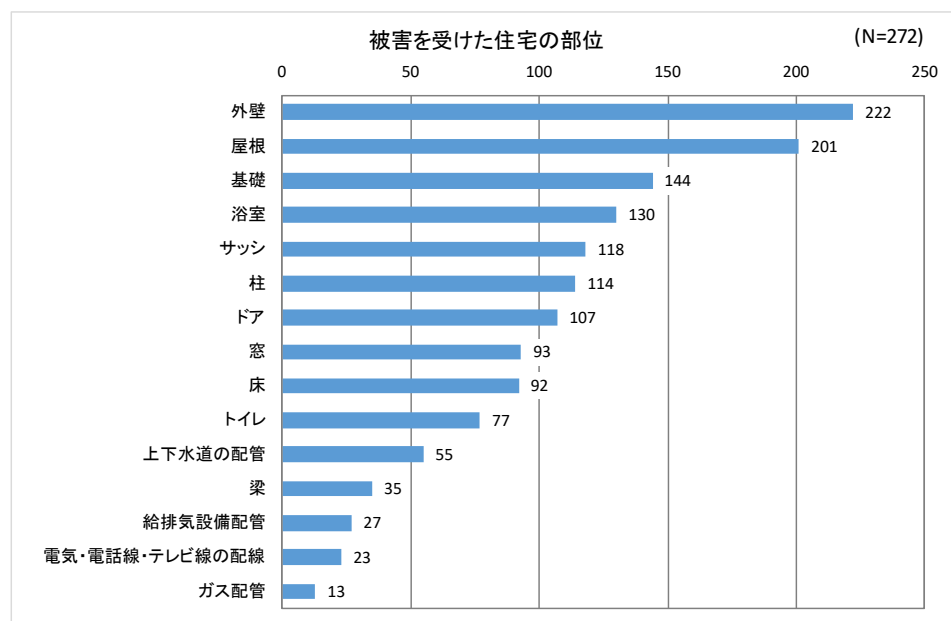


図 2-23 被害を受けた住宅の部位

出典：熊本市資料（応急修理申込書）より内閣府作成

【応急修理制度の申込のあった住宅の被害の程度及び被害があった部位の例②〈水害〉】

：常総市(茨城県)(平成 27 年9月関東・東北豪雨)】

<分析対象>

- ・常総市に提出された応急修理申込書（共同住宅含む全 2,194 件）を分析。

<住宅の被害の状況に関する分析結果>

1) 住宅の被害の程度

- ・応急修理制度の申込のあった住宅（全 2,194 件）について、罹災証明書における住宅の被害の程度は、「半壊」（約 56%）、「大規模半壊」（約 43%）が多くなっている。

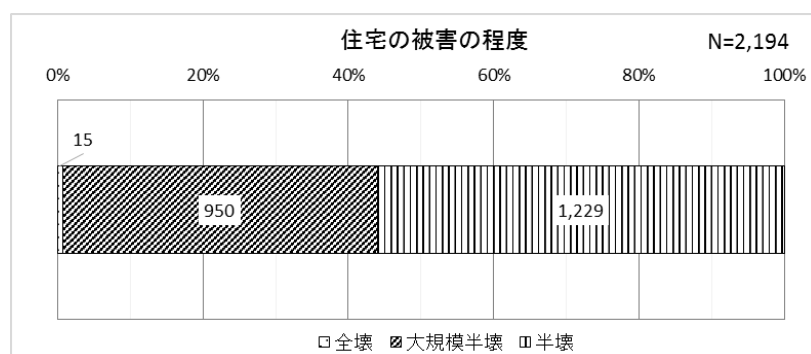


図 2-24 住宅の被害の程度

2) 被害を受けた住宅の部位

- ・応急修理制度の申込のあった住宅（全 2,194 件）における被害を受けた部位（※）は「床」が最も多く、対象世帯全体の約 96%であった。

※応急修理申込書の「被害を受けた住宅の部位」に○が付いている箇所を集計

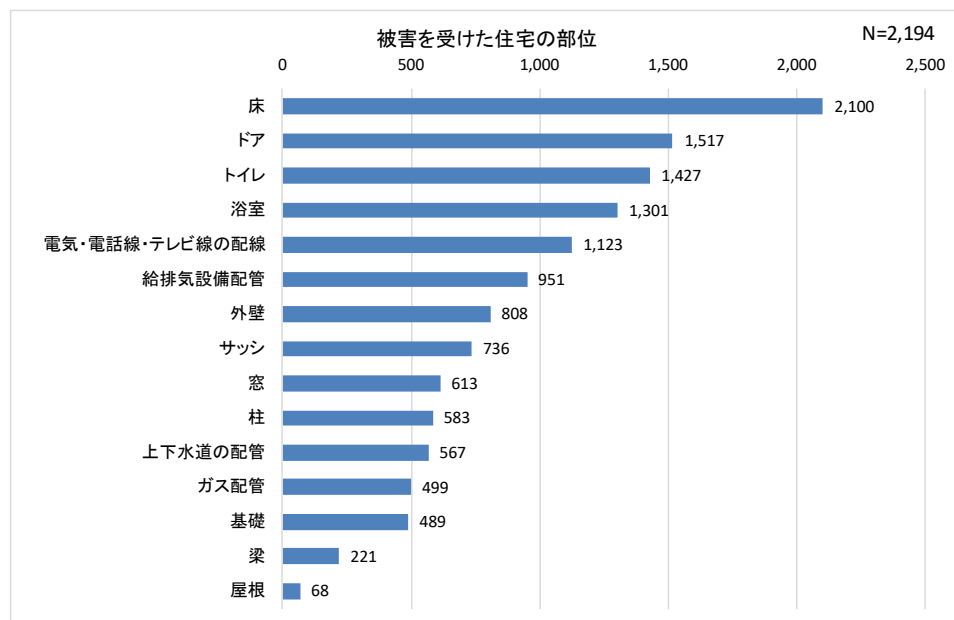


図 2-25 被害を受けた住宅の部位

出典：常総市資料より内閣府作成

Ⅱ. 事前準備編

3-1. 災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の概要と実績

（４）被災した住宅の応急修理の対象範囲

【基本的な考え方】

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、応急的に修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

応急修理の箇所や方法等についての基本的な考え方は、以下の通りである。

- ①災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
- ②より緊急を要する部分から実施すべきであり、通常、畳や壁紙等の内装の補修は、優先度が低いことから、原則対象外とする。ただし、日常生活に必要な欠くことのできない部分の修理に併せて応急的に実施することが必要な修理（以下「道連れ修理」という。）は対象とする。（例：床や外壁の修理と併せて畳や壁紙等の内装の補修が行われる場合、当該床・壁の部分の内装の補修に限り対象とする。）
- ③修理の方法は、代替措置でも可とする。（例：柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設する。）
- ④家電製品は対象外である。

【応急修理の対象範囲と工事内容の例①（戸建住宅の場合）】

部位	具体的な修理内容の例
屋根	○屋根葺材（瓦、鋼板等）のずれの直し ○割れた屋根葺材（瓦、鋼板等）の交換 (屋根の修理に伴う道連れ修理) ・野地板（屋根葺材の下地として垂木の上に張る板）や、野地板の上の防水シーツの張替え ・雨樋の撤去、再設置
外壁	○ひび割れ部分へのモルタル、エポキシ樹脂、シーリング材等の充填 ○破損部分の撤去 ○破損部分の下地材の交換、外装材の張替え、塗替え ○浸水して膨張した断熱材の交換 ○外壁の内側の破損部分の交換
外部建具	○壊れた玄関扉やサッシの交換 ○破損した窓ガラス、窓のカギの交換
構造部材	○壊れた柱、梁、筋違、部材を緊結する金物の交換 ○柱、梁の修理が不可能な場合に代替的に合板等を用いて耐力壁を設置 (構造部材の修理に伴う道連れ修理) ・構造部材の交換に伴い必要となる内装仕上材の張替え、塗替え
基礎	○ひび割れ部分へのモルタル、エポキシ樹脂の充填 ○欠損部分へのコンクリート増打ち
床	○壊れた床組（根太、大引等）の交換、金物による緊結 ○下地（合板等）の交換 (床の修理に伴う道連れ修理) ・床の修理に伴い必要となる床仕上材(フローリング、畳等)の交換
天井	○日常生活に不可欠な居室、トイレ、浴室、廊下等にて落下した天井部分の留付け、交換 (天井の修理に伴う道連れ修理) ・天井の修理に伴い必要となる天井仕上材の交換

3－1．災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の概要と実績

部位	具体的な修理内容の例
浄化槽	○浄化槽の破損部分の部品交換 ○破損した配管の交換
上下水道・ガスの配管	○水漏れ部分やガス漏れ部分の配管の修理、交換 (配管の修理に伴う道連れ修理) ・配管の修理のために剥がした床や壁の下地材、仕上材の交換
電気配線、スイッチ等	○電気配線の修理、交換 ○スイッチやコンセントの交換 (電気配線、スイッチ等の修理に伴う道連れ修理) ・電気配線、スイッチ等の修理のために剥がした床や壁及び当該部分の下地材、仕上材の交換
給湯器、給排気設備	○給湯器、機械換気設備の本体又は部品の交換 ○給気口・換気口の修理・交換 (機械換気設備の修理に伴う道連れ修理) ・機械換気設備の修理のために剥がした床や天井及び当該部分の下地材、仕上材の交換
トイレ、浴室等	○壊れた便器の本体又は部品の交換（元から洗浄機能が付いていた場合における同程度の機能の便器への交換は対象。） ○壊れた浴槽の本体又は部品の交換（元から追い炊き機能が付いていた場合における同程度の機能の浴槽への交換は対象。） (便器、浴槽の修理に伴う道連れ修理) ・便器、浴槽の修理のために剥がした床や壁及び当該部分の仕上材の交換

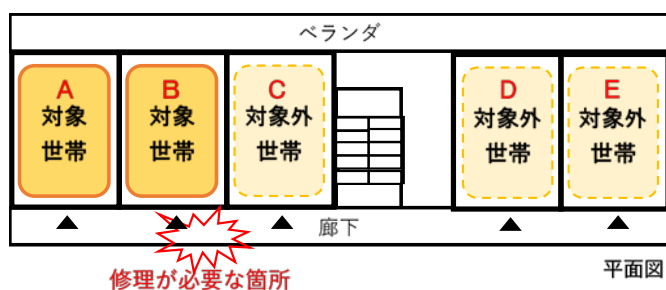
Ⅱ. 事前準備編

3-1. 災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の概要と実績

【応急修理の対象範囲と工事内容の例②（区分所有マンションの共用部分の場合）】

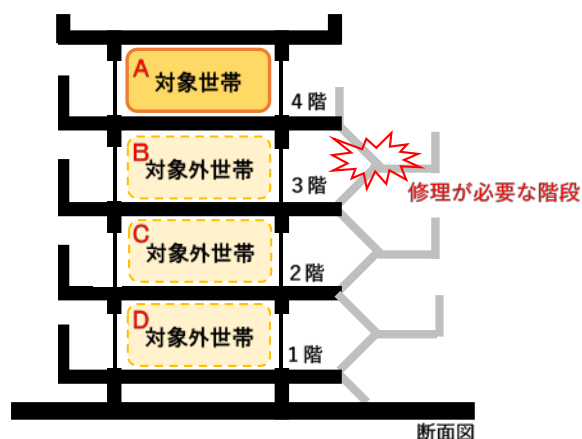
部位	具体的な修理内容の例	対象世帯の例
共用廊下	○壊れた部分の撤去及び修理 ○壊れた部分の修理に併せて行うタイル等の復旧、塗装 ○壊れた手摺の交換	応急修理制度の対象世帯のうち、当該部位の修理が必要な世帯 《図1》
共用階段	○壊れた部分の撤去及び修理 ○壊れた部分の修理に併せて行うタイル等の復旧、塗装 ○壊れた手摺の交換	応急修理制度の対象世帯のうち、当該部位の修理が必要な世帯 《図2》
エレベーター	○壊れた部品の交換	応急修理制度の対象世帯のうち、当該部位の修理が必要な世帯 《図3》
高架水槽、受水槽、浄化槽	○壊れた高架水槽、受水槽、浄化槽の修理、部品交換 ○ポンプ、ブロワ等の修理、交換	応急修理制度の対象となる <u>全ての世帯</u>

《図1》 共用廊下の応急修理の対象世帯の例



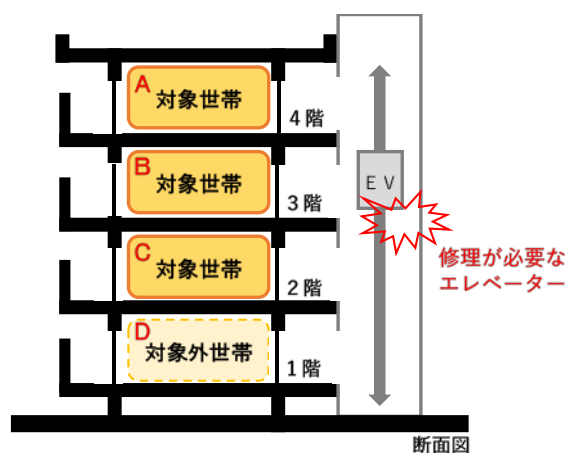
共用廊下の損傷等により、専有部分へのアクセスに支障が生じている世帯が、応急修理の対象となる。
(左図ではA、Bが対象となる。)

《図2》 共用階段の応急修理の対象世帯の例



共用階段の損傷等により、専有部分へのアクセスに支障が生じている世帯が、応急修理の対象となる。
(左図ではAが対象となる。)

《図3》 エレベーターの応急修理の対象世帯の例



エレベーターの修理が必要な場合は、2階以上に住む世帯が対象となる。
(左図ではA、B、Cが対象となる。)

【応急修理の方法の例】

《例1》壊れた屋根の修理の例



（被害状況の例）

- ・地震の揺れにより屋根瓦全体の大きなずれや落下、割れ・破損がみられる。
- ・野地板（瓦の下地として垂木の上に張る板）まで損壊する場合もある。



（具体的な工事の例）

- ・瓦のずれを直し、割れた瓦は取り外して交換・留付けを行う。
- ・野地板にまで被害がみられる場合は、野地板の壊れた部分の交換及び防水シートの張替えを行う。
- ・使える瓦をできる限り再利用することで修理費用を抑制できる。

《例2》ひび割れた外壁の修理の例



（被害状況の例）

- ・外壁にひび割れや亀裂が発生している。
- ・ひび割れをそのまま放置すると、ひびが広がり、その部分から雨水等が浸入する可能性が高い。



（具体的な工事の例）

- ・ひび割れ部分にシーリング材を充填する。
- ・ひび割れ部分に確実にシーリング材を充填するためにエアークンプレッサー等を用いて充填することも有効である。

Ⅱ. 事前準備編

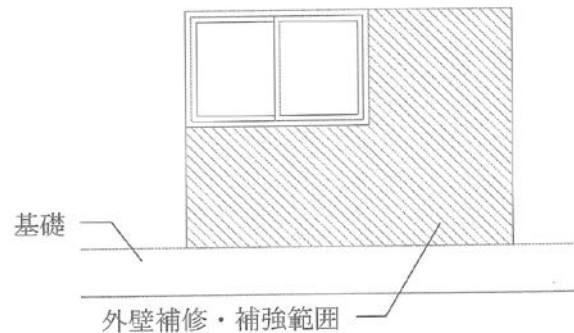
3-1. 災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の概要と実績

《例3》脱落した外壁の修理の例



（被害状況の例）

- ・外壁の崩れや剥離、浮き等が発生する。
- ・外装材の脱落によって、下地材や構造部材等が風雨にさらされるとともに、その部分から雨水等が浸入する可能性が高い。



（具体的な工事の例）

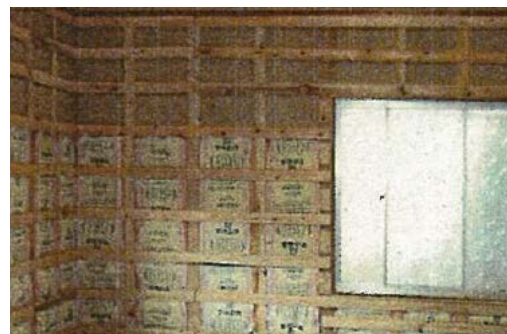
- ・脱落した範囲に応じて外装材（モルタル等）を撤去する。
- ・撤去後、防水シートや下地材を取付け、モルタル塗り仕上を行う。

《例4》外壁の全体的な修理の例



（被害状況の例）

- ・床上浸水等の浸水被害を受けた場合には、外装材だけでなく、壁下地材や間柱、断熱材、防水シート、室内の下地材や仕上材にまで被害が及ぶ可能性が高い。



（具体的な工事の例）

- ・十分に清掃・洗浄・消毒・乾燥させた後に、構造用合板等を用いて外壁下地を再構成し、防水シート、外装材を張る。
- ・内壁は新たに断熱材を設置し、その上から防湿シートや室内下地（構造用合板や石膏ボード等）を施工し、室内仕上材（クロス等）で仕上げる。

《例5》 浸水した床の修理の例



（被害状況の例）

- ・汚水や汚泥の流入によって、床を構成する基礎、土台、根太、断熱材、床下地材、床仕上材等に被害が生じる。



新しく根太を取付け、根太と根太の間に新しい断熱材（写真の白い部分）を充填する。



新しい断熱材の充填後、床下地材（構造用合板）を設置し（写真）、床仕上材（フローリング、畳等）を設置する。

（具体的な工事の例）

- ・床下空間や基礎、土台等を十分に清掃・洗浄・消毒・乾燥させた後、新しい根太及び断熱材を設置し、その上から構造用合板を用いて床下地を施工し、床仕上材（フローリング、畳等）で仕上げる。

写真・図版の出典

例1、2、4、5：内閣府資料

例3：（一財）日本建築防災協会「2015年改訂版 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針〔木造編〕」

